

令和5年度2月 第11回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年2月20日(火) 午前10時00分 ~ 午前10時40分

開催場所 あま市役所 2階 D会議室

出席者

農業委員会委員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	太田 昌史	出席	推1	櫻井 博文	出席
2	辻本 雅之	出席	推2	毛利 康夫	出席
3	山田 昌弘	出席	推3	村上 英夫	出席
4	近藤 哲夫	出席	推4	伊藤 幸夫	出席
5	竹嶋 肇	出席	推5	小鹿 正実	出席
6	宮崎 君恵	出席	推6	竹田 隆義	出席
7	片岡 伴造	出席	推7	大平 悦司	出席
8	木全 和光	出席	推8	丹羽 敦	出席
9	山田 英史	出席	推9	水谷 鋼造	出席
10	木村 日登美	出席			
11	鈴木 義雄	出席			
12	近藤 善成	出席			
13	武藤 多津美	欠席			
14	塚本 隆啓	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職名	氏名	職名	氏名
局長	今枝 勲男	書記	伊藤 秀樹

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第6	議案第40号 農用地利用集積等促進計画について
日程第7	報告第34号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
	報告第35号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
	報告第36号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 本日の出席につきましては、農業委員の出席数は13人、推進委員の出席数は9人です。武藤委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和5年度2月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

2番辻本雅之委員及び3番山田昌弘委員を指名します。

議長 日程第2「会期の決定」を議題とします。

本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議長 日程第3 議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説明)

議案第37号について説明いたします。

3-45番につきまして説明いたします。

参考資料は1ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町鯉橋四丁目地内の田の所有権移転による経営開始となっております。

つづきまして、3-46番について説明いたします。

参考資料は2ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町鯉橋四丁目地内の田の所有権移転による経営開始となっております。

つづきまして、3-47番について説明いたします。

参考資料は3ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町鯉橋四丁目地内の田の所有権移転による経営開始となっております。

つづきまして、3-48番について説明いたします。

参考資料は4ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町桂宮附地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。

つづきまして、3-49番について説明いたします。

参考資料は5ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は花正金岩越、観音裏、郷中、郷前、白山地内の田、畑の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

こちらにつきましては、2月13日に鈴木委員と事務局にて現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長 議案第37号につきましては、鈴木委員に現地確認を行って頂きましたが、鈴木委員から現地の状況について報告願います。

鈴木委員 議案第37号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び鈴木委員から説明・報告がありました、議案第37号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第37号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第37号は承認されました。

議 長 日程第4 議案第38号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説明)

議案第38号について説明いたします。

4-2番につきまして説明いたします。

参考資料は6～7ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町徳実外田面中ノ切地内の畑で、駐車場への転用となっております。

申請者は、申請地を相続したが、すでに駐車場となっていたため、違法状態を是正するための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準

においては、水道・下水道・ガス管のうち2種類以上が埋設されており、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、公益的施設等がある区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地であるため、転用の許可が見込めます。

つづきまして、4-3番につづきまして説明いたします。

参考資料は8～9ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております。申請地は七宝町沖之島九之坪地内の畑で、駐車場への転用となっております。

申請者は、隣接地に居住しております。子供の成長に伴い駐車場が不足するため、申請地に駐車場を増設するための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、市役所から300m以内の農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地であるため、転用の許可が見込めます。

こちらにつづきましては、2月13日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、同日には鈴木委員と事務局にて現地調査をさせていただいております。

議 長 鈴木委員に現地確認を行っていただきましたが、現地の状況についてご報告願います。

鈴木委員 議案第38号につづきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び鈴木委員から説明・報告がありました、議案第38号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第38号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第38号は承認されました。

議 長 日程第4 議案第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第39号について説明いたします。

5-34番につきまして説明いたします。

参考資料は10～11ページです。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町伊福蓮池地内の田で、資材置場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は、名古屋市中川区に本社を置き、建築工事業を営んでおります。事業の拡大に伴い、既存の資材置場では不足するため、資材置場用地を確保しようと考えていたところ、当該土地の譲受の内諾をいただけたため、今回の申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、水道・下水道・ガス管のうち2種類以上が埋設されており、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、公益的施設等がある区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地ため、転用の許可が見込めます。

つづきまして、5-35番につきまして説明いたします。

参考資料は12～13ページです。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、篠田木折前地内の田で、分家住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、水道・下水道・ガス管のうち2種類以上が埋設されており、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、公益的施設等がある区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地のため、転用の許可が見込めます。

つづきまして、5-36番につきまして説明いたします。

参考資料は14～15ページです。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、二ツ寺三本松地内の田で、分家住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

譲受人は現在あま市内の賃貸住宅に居住しております。生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

つづきまして、5-37番につきまして説明いたします。

参考資料は16～17ページです。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町遠島新開地内の田で、駐車場への転用で、賃借権設定となっております。

申請者は、申請地を相続したが、すでに駐車場となっていたため、違法状態

を是正するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、水道・下水道・ガス管のうち2種類以上が埋設されており、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、公益的施設等がある区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地ため、転用の許可が見込めます。

つづきまして、5-38番につきまして説明いたします。

参考資料は18～19ページです。

譲渡人・譲受人は議案のとおり、申請地は、七宝町遠島鳥居先、宮東地内の田で、資材置場兼野天駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は、あま市内に本社を置き、土木建築工事業及び建築工事業を営んでおります。業務の拡大に伴い資材置場等が不足する状況となったため、資材置場用地を確保しようと考えていたところ、地権者との交渉がまとまったため、申請地に資材置場兼野天駐車場を設置するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、水道・下水道・ガス管のうち2種類以上が埋設されており、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、公益的施設等がある区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地のため、転用の許可が見込めます。

つづきまして、5-39番につきまして説明いたします。

参考資料は20～21ページです。

譲渡人・譲受人は議案のとおり、申請地は、中橋郷中地内の田、畑で、分家住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

譲受人は、現在清須市内の賃貸アパートに居住しております。生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地のため、転用の許可が見込めます。

これらにつきましては、2月13日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、同日には鈴木委員と事務局で現地調査をさせていただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長 議案第39号につきましては、鈴木委員と事務局で現地確認を行って頂きましたが、鈴木委員から現地の状況についてご報告願います。

鈴木委員 議案第39号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び鈴木委員から説明・報告がありました、議案第39号に

ついて、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第39号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第39号は承認されました。

議 長 日程第6 議案第40号「農用地利用集積計画について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
議案第40号について説明いたします。
農地所有者につきましては9名、貸付地面積は11,160㎡、借受人は5名となっております。権利の設定を受ける担い手においては、農地の集約化に関し影響はなく、また、農業経営においても問題がないことを事務局として確認しております。
以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました、議案第40号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第40号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第40号は承認されました。

議 長 日程第7 報告第34号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、報告第35号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、報告第36号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を事務局から一括報告願います。

事務局 (報 告)

議 長 以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さまでした。

次回の農業委員会でございますが、3月19日(火)午前10時からの予定です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年3月19日

議 長 太田 昌史

署名委員 辻本 雅之

署名委員 山田 昌弘